



住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対して、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等へ1世帯あたり10万円を給付します。

	①-1住民税非課税世帯 (令和3年度非課税世帯)	①-2住民税非課税世帯 (令和4年度非課税世帯)	②家計急変世帯
対象者	基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。	基準日(令和4年6月1日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。	①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。
給付額	1世帯あたり10万円 ※①-1、①-2および②を重複して受給することはできません。 ※既に本給付金の支給を受けた世帯は、再度受給することはできません。		
申請方法	1. 対象世帯に確認書を郵送します。 2. 内容を確認の上、確認書を返送してください。 ※対象世帯には、2月中旬に申請書類を発送しています。	1. 対象世帯に確認書を郵送します。 2. 内容を確認の上、確認書を返送してください。 ※対象世帯には、7月中旬に申請書類を発送しています。	1. 申請書及び必要書類を郵送または窓口へ提出してください。
申請期限	令和4年9月30日(金)	令和4年11月30日(水)	令和4年9月30日(金)
受付窓口	地域共生社会推進課および各地域市民センター(土山・甲賀・甲南・信楽)の5か所		生活支援課

- 問合せ：対象者① 住民税非課税世帯 地域共生社会推進課 (Tel) 69-2157 (Fax) 63-4085
対象者② 家計急変世帯 生活支援課 (Tel) 69-2158 (Fax) 63-4085



未来甲賀市2022 若者政策アイデアコンテスト 未来の甲賀を創るのは君だ!

応募締切：9/9金まで



- 問合せ：政策推進課 (Tel) 69-2105 (Fax) 63-4554

未来甲賀市2022は、若者が活躍できる甲賀市をめざし、参加者の皆さんと楽しみながら創りあげるコンテストです。

どんなことをするの？

- 甲賀市が元気であり続けるために、来年度から取り組む政策アイデアを、若者の視点で考えていただきます。
- 考えたアイデアは、市民に向けて発表いただきます。市長賞など複数の賞があります。

参加条件

- ア. 15歳～35歳未満であること ※未成年の方は保護者に参加の了承をいただいでください。
- イ. 2名様以上～数人程度のグループとしてコンテストに参加すること(人数上限はご相談可能です)。
※ご応募そのものは1名様から可能です。その場合は、運営事務局より他の方とのチーム編成・編入をご相談させていただきます。
- ウ. グループで下記3回のイベントに参加できること(一部欠席はご相談可能です)。
- エ. 開催期間中に週1回程度、簡単に発表内容作りの経過をお知らせいただけること(頻度はご相談可能です)。

スケジュール

9/17 午前10時
キックオフ
会場：甲賀市役所
甲賀市について学んだ後、記入式テキストをお配りし、アイデア作りを始めます。

10/15 午後1時
中間発表
会場：甲賀市役所
全グループが途中経過を発表した後、甲賀市職員からアドバイスをお伝えします。

11/19 午後1時
コンテスト当日
会場：甲賀市役所
午前中に予行練習を行い、午後はいよいよ甲賀市民に向けて発表します。

参加者は午前10時より予行練習



「出張!お城EXPO in滋賀・びわ湖2022」甲賀市で開催!

お城EXPOは、お城好きの方々との交流を目的として毎年横浜にて開催される日本最大級のお城イベントです。

大人からお子様まで楽しんでいただける企画で皆さんの来城をお待ちしています。会場でしか購入できないオリジナルグッズ販売あります!

- 日時：9月18日(日) 9時～17時
※まる一む会場は10時～17時
※最終入場は閉城30分前まで
- 場所：あいこうか市民ホール、碧水ホール、甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」の3会場
※チケットの販売や詳細は公式HPでご確認ください。
- 主催：出張!お城EXPO in滋賀・びわ湖実行委員会
- その他：当日、水口城でもイベント開催(10時～17時)されますので、併せてご来場ください。
- 問合せ：(Tel) 077-527-0814 (平日:10時～17時)

公式ホームページ▶



内容

- ◆お城のスペシャリストによる「厳選プログラム」
- ◆お城をテーマとしたブース展示
- ◆水口岡山城巨大バルーン
- ◆屋外マルシェ など



マイナポイント第2弾 申込み実施中です

- 問合せ：市民課 戸籍住民係 (Tel) 69-2139 (Fax) 65-6338

●マイナポイント第2弾とは？

第1弾と合わせて最大20,000円分のマイナポイントがもらえます。
※ポイント取得には、マイナンバーカードにキャッシュレス決済サービスを紐づける(マイナポイント申込み)ことが必要です。6月30日から、健康保険証としての利用のポイント申込み(7,500円分)と公金受取口座登録のポイント申込み(7,500円分)が始まっています。

●スマートフォンやパソコンでの手続き

マイナポイントアプリで、数字4桁のパスワード(利用者証明用)入力とカード読み取りの後に申込みます。
※新型コロナ感染リスクや窓口での待ち時間もないオンライン手続きがおすすめです。

●スマートフォンやパソコンがない場合も

以下の手続きスポットで行うことができます

- 市民課及び土山、甲賀、甲南、信楽の各地域市民センター
- 携帯ショップ
- セブン銀行(ATM)、ローソン(マルチコピー機)

※一部の手続きは対象外

手続きに必要なもの

- ①マイナンバーカード
 - ②数字4桁のパスワード(利用者証明用パスワード)
 - ③ポイント受取に使用する決済サービスID
 - ④ポイント受取に使用する決済サービスのセキュリティコード
- ※決済サービスID及びセキュリティコードは事業者のホームページでご確認ください。



●事前準備

- いずれの手続き方法において以下次の事前準備が必要です。
- マイナンバーカードの取得(マイナポイント第2弾は、9月末までにカードの交付申請をされた方が対象となります。)
- 利用者証明用電子証明書の更新(カードの取得から5年以上経過している方)
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認・再発行(忘れてしまった場合)
- 利用している決済サービスID及びセキュリティコードの確認
- ※利用者証明用電子証明書の発行及び更新から1時間はマイナポイントの申込みができません。

マイナポイントの申込みの注意点

